

鹿 児 島 県 公 報

令和5年6月2日（金）第418号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○行政不服審査請求に係る裁決書の公示送達 | （くらし共生協働課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 | （障害福祉課取扱い） | 2 |
| ○くろまぐろ（小型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○くろまぐろ（大型魚）に関する知事管理漁獲可能量の変更 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○令和5年度地籍調査事業計画の公表 | （農地保全課取扱い） | 3 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 4 |

告 示

鹿児島県告示第500号

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり公示送達する。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
 - 審査請求時の住所 枕崎市日之出町217番地
 - 審査請求人 兒玉 政樹

2 公示事項

審査請求人が、令和4年4月25日付けで提起した審査請求について、鹿児島県知事は、令和5年2月28日に裁決をしたが、審査請求人の所在が不明のため、裁決書の謄本を送付することができないので、当該裁決書の謄本は、鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課消費者行政推進室において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は出頭の上、受領されたい。

なお、審査請求人が当該裁決書の謄本を受領しないときは、法第51条第3項に規定する掲示を始めた日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされる。

鹿児島県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
指宿市小牧字柳ヶ元235番1，235番7，236番1，237番1，238番1
- 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第502号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
出水マリンバ薬局	出水市本町4番45-1号	令和5年6月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第503号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

23.7トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿児島県定置漁業（上半期）	11.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	5.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	2.7トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	1.8トン

鹿児島県告示第504号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 管理の対象となる期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

11.1トン

3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	7.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	2.9トン

鹿児島県告示第505号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和5年6月2日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市紫原一丁目、紫原三丁目、紫原四丁目、紫原六丁目、南郡元町、南新町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘六丁目及び桜ヶ丘八丁目の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
鹿屋市	鹿屋市下高隈町、獅子目町、大始良町、吾平町上名、吾平町下名及び吾平町麓の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
指宿市	指宿市大牟礼一丁目、湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目及び十二町の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
西之表市	西之表市西之表、古田、住吉及び国上の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
垂水市	垂水市浜平、本城及び終原の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
奄美市	奄美市名瀬金久、名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊、名瀬大字有屋、名瀬大字仲勝、名瀬大字名瀬勝、住用町大字摺勝、住用町大字見里、住用町大字山間、笠利町大字須野、笠利町大字屋仁及び笠利町大字宇宿の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
三島村	三島村黒島の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
十島村	十島村口之島の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
錦江町	錦江町田代麓の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
南大隅町	南大隅町佐多伊座敷、佐多馬籠及び佐多郡の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
肝付町	肝付町新富及び後田の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
中種子町	中種子町増田及び坂井の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
南種子町	南種子町茎永の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
大和村	大和村大字大棚の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
宇検村	宇検村大字芦検及び大字湯湾の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
瀬戸内町	瀬戸内町大字古仁屋、大字渡連、大字管鈍、大字諸鈍、大字節子及び大字清水の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
龍郷町	龍郷町嘉渡、秋名及び幾里の各一部	令和5年4月1日から

		令和6年3月31日まで
喜界町	喜界町大字赤連，大字島中及び大字小野津の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
徳之島町	徳之島町花徳及び亀津の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
天城町	天城町大字与名間，大字西阿木名及び大字当部の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
伊仙町	伊仙町大字喜念，大字面縄，大字目手久及び大字古里の各一部	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

始良・伊佐地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により，次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年6月2日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ビリーブきよみず	霧島市国分清水三丁目7番地30号	しんち合同会社	霧島市国分福島三丁目19番24号	新地 裕作	令和5年4月1日	共同生活援助